

保険料の計算例

○後期高齢者の単身世帯（収入が年金のみの場合）

公的年金 収入額	所得割額				均等割額			保険料
	旧ただし書き所得	軽減前	軽減割合	軽減後	軽減判定所得	軽減割合	軽減後	
80万円	0円	0円	—	0円	0円	9割	4,051円	4,000円
120万円	0円	0円	—	0円	0円	8.5割	6,077円	6,000円
160万円	70,000円	5,187円	2割	4,149円	250,000円	8.5割	6,077円	10,200円
180万円	270,000円	20,007円	2割	16,005円	450,000円	5割	20,257円	36,200円
200万円	470,000円	34,827円	2割	27,861円	650,000円	2割	32,411円	60,200円
220万円	670,000円	49,647円	—	49,647円	850,000円	—	40,514円	90,100円

○後期高齢者の夫婦二世帯（世帯主である夫の収入が年金のみで、妻に収入がない場合）

公的年金 収入額	夫					保険料	妻			世帯 保険料
	所得割額			均等割額			所得割額	均等割額	保険料	
	軽減前	軽減割合	軽減後	軽減割合	軽減後					
80万円	0円	—	0円	9割	4,051円	4,000円	0円	4,051円	4,000円	8,000円
120万円	0円	—	0円	8.5割	6,077円	6,000円	0円	6,077円	6,000円	12,000円
160万円	5,187円	2割	4,149円	8.5割	6,077円	10,200円	0円	6,077円	6,000円	16,200円
190万円	27,417円	2割	21,933円	5割	20,257円	42,100円	0円	20,257円	20,200円	62,300円
220万円	49,647円	—	49,647円	5割	20,257円	69,900円	0円	20,257円	20,200円	90,100円
240万円	64,467円	—	64,467円	2割	32,411円	96,800円	0円	32,411円	32,400円	129,200円
260万円	79,287円	—	79,287円	2割	32,411円	111,600円	0円	32,411円	32,400円	144,000円
280万円	94,107円	—	94,107円	—	40,514円	134,600円	0円	40,514円	40,500円	175,100円
300万円	108,927円	—	108,927円	—	40,514円	149,400円	0円	40,514円	40,500円	189,900円

※この早み表は、昭和27年1月1日以前に生まれた被保険者を対象としたものであり、昭和27年1月2日以降に生まれた新規の被保険者については、年金の控除額が異なるため上記の金額と異なります。（加入初年度のみ）